

神戸市における個人情報保護制度の運用状況について

1 個人情報保護条例の実態把握

(1) 規定内容

① 制定経緯

- ・平成9年10月公布 平成10年4月施行
- ・平成16年3月及び平成17年3月改正
(行政機関個人情報保護法制定時の条例見直し：自己情報の利用停止制度の導入、罰則規定の追加など)
- ・平成27年3月改正
(番号法制定に伴う特定個人情報の取扱いに関する規定を追加)

② 個人情報の定義・範囲

- ・個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるもの
- ・範囲 死者に関する情報も含む
- ・要配慮個人情報 規定なし

但し、収集の制限（第7条）等の規定において、「思想、信条及び信教に関する個人情報等、個人の特質を規定する身体に関する個人情報等並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報等」は、個人の権利利益の侵害に結びつくおそれが強いことから、原則禁止としている

③ 外部提供の際の手続等に関する規定等

- ・個人情報取扱事務目録に示した利用目的以外の目的に利用及び提供することは原則禁止
- ・例外として、法令等の規定に基づく場合等4項目あり
 - i 法令等に規定があるとき
 - ii 本人の同意があるとき
 - iii 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - iv 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき
- ・ivは、主に新たな事務事業を実施するにあたり、既に保有する個人情報を目的外に利用又は提供する場合に、審議会に諮問される

(2) 運用実態

① 個人情報の開示請求及び審査請求の状況（平成30年度）

実施機関 (該当機関のみ 列挙)	個人情報の開示請求の状況							審査請求の状況						
	請求書によるもの					口頭によるもの		請求 件数	請求 件数	処理状況				
	請求 件数	処理状況				実施機関が あらかじめ 定めた個人 情報を取り 扱う事務の 数	請求 件数			認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ 等
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	文書 の不 存在 等									
市長	153	89	45	1	18	7	7	4	-	-	4	1	-	
水道事業管理者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
交通事業管理者	-	-	-	-	-	6	7	-	-	-	-	-	-	
消防長	10	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育委員会	22	13	6	1	2	8	906	-	-	-	-	-	-	
人事委員会	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	
市民病院機構	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
合計	189	109	58	2	20	30	920	4	0	0	6	1	0	

② 個人情報保護審議会の調査審議の状況

・組織等

15名以内の委員により組織（令和2年4月現在 11名）

委員任期2年間

・所掌事務(権能)

実施機関からの諮問に応じて、以下の事項を審議

ア 個人情報保護制度に関する基本的事項若しくは重要事項

☞ 令和元年度答申数 85件

- ・収集の制限（第7条） 18件
- ・目的外利用及び提供（第9条第1項第4号） 23件
- ・電子計算機処理の制限（第11条） 38件
- ・電子計算機の結合（第12条） 6件

イ 開示決定、訂正決定、利用停止決定等に係る不服申立て

☞ 令和元年度答申数 1件

ウ 特定個人情報保護評価書にかかる第三者点検

☞ 令和元年度答申数 3件

- ② 同審議会 不服申立審査部会
- ・委員数 5名
 - ・委員構成 学識経験者（大学教授、弁護士）5名
 - ・会議公開 非公開
 - ・調査審議 開示決定、訂正決定、利用停止決定等に係る審査請求
 - ・開催頻度 令和元年度 3回

- ③ 同審議会 特定個人情報保護評価書点検部会
- ・委員数 3名
 - ・委員構成 学識経験者（大学教授） 3名
 - ・会議公開 原則公開
 - ・調査審議 特定個人情報保護評価書にかかる第三者点検
 - ・開催頻度 令和元年度 2回

(2) 審議会の委員選任に係る課題

- ・特になし

(3) 個人情報の外部提供等に係る審議会の答申の役割

- ・実施機関は、計画する事務事業において、個人情報の目的外利用や提供が必要な場合に、1頁③に記載の i～iii に該当しない場合は、審議会に諮問する
- ・審議会は、実施機関が当該事務事業において、個人情報を利用または提供することの妥当性について、公益性の観点から調査審議を行い、審議会の意見として答申する
- ・実施機関は、審議会から妥当である旨の答申を受けて事務事業に着手する

3 情報公開制度との調整

(1) 情報公開制度との運用の一体性の状況

- ・個人情報（公文書）の開示請求から開示等決定及び開示（写しの交付等）、開示等決定処分に対する審査請求など一連の事務手続において、両制度に共通する部分が多いため、整合性を保っている
- ・情報公開制度との調整が必要な非識別加工情報制度は、現在導入していない

4 個人情報利活用の状況

(1) 非識別加工情報制度の導入状況

- ・非識別加工情報は導入していない
- ・総務省での地方公共団体における非識別加工情報の導入の検討状況（作成組織など）を注視してきた

(2) その他団体の保有するパーソナルデータの利活用の状況

- ・本市の抱える課題解決のために、市の保有するパーソナルデータを活用し、課題の分析に利用している

5 国際的な制度調和

- ・本市と他国との間で、個人データが移転する事例は見当たらない

6 企業側のニーズ

- ・特に、事業者から相談や要望は受けていないため、非識別加工情報のニーズについては不詳
- ・他方、情報公開条例に基づく公文書公開請求において、事業者による商業的請求は、全体の5割程度に及んでいる

7 地方自治との関係

- ・本市で現行条例を運用するにあたり、特に支障は生じていない